

令和7年3月3日

日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の売却について

一般社団法人 全国信用組合中央協会  
会 長 柳 沢 祥 二

令和7年2月27日、日本郵政から、連結子会社であるゆうちょ銀行の株式の一部を売却することを決定した旨の公表がなされました。

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行の新規業務への参入等、業容の拡大に当たっては、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら現状においては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。

今回の売却により、郵政民営化法上、ゆうちょ銀行の新規業務規制は認可制から届出制へ移行いたしますが、同法において、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」とされているとおり、届出制へ移行したとしましても、公正な競争関係の確保に向けた取組みに努められますよう要望いたします。

以 上